

DXスタートアップ支援事業費補助金交付要綱

令和5年9月15日
総合政策部産業政策課

(趣旨)

第1条 県は、産業DXサポートセンターの支援を受けている県内事業者のDXの推進に向けた試験的なICT技術の導入等の取組を支援するため、予算で定めるところにより、一般社団法人宮崎県情報産業協会（以下「協会」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 協会及び協会から前条の補助金を財源の全部又は一部とする補助金の交付を受けて事業を行う者は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に本社若しくは主たる事務所を有し、又は宮崎県若しくは県内市町村より企業立地認定を受け、今後も県内で事業活動を展開し続ける予定であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係をしないこと。
- (6) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、

消費税法（昭和63年法律第 108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第 226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1） 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明であり、原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- （2） 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人に限る。）（別記様式第3号）
- （3） 第2条第5号に係る誓約書（別記様式第4号）
- （4） 協会の補助金等の交付に関する規定、要綱等
- （5） その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1） この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、第13条第1項に定める期間を経過するまで保存すること。
- （2） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳（別記様式第5号）を作成し、補助完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- （3） その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30パーセント以内の増減とする。

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して報告しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書（別記様式第6号）
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第7号）
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき 補助事業遅延等報告書（別記様式第8号）
- 2 知事は、前項の報告を受けたとき、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（状況報告）

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、補助金の交付決定のあった年度の12月末日現在において作成した補助事業遂行状況報告書に補助事業実施状況書（別記様式第9号）を添えて、当該年度の1月15日までに知事に提出することによって行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、協会は補助事業の遂行状況について知事から求めがあったときは、速やかに補助事業遂行状況報告書に補助事業実施状況書を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第11条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

- 2 協会は、この補助金を請求しようとするときは、概算払請求書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
 - (2) 収支決算書（別記様式第2号）
 - (3) 事例集
 - (4) その他補助内容に応じ次に例示する書類の写し
通帳、見積書（仕様書）、発注伝票、契約書、請書、納品書、検収調書、請求書、銀行振込伝票、領収書等
- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式

第11号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加した額が50万円以上の財産とする。

- 2 規則第21条第1項の承認は、財産処分承認申請書（別記様式第12号）を知事に提出してこれを受けなければならない。
- 3 当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、知事は協会に対し、その収入の一部を県に納付させることがある。

(書類の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行し、令和5年度の予算に係るDXスタートアップ支援事業費補助金から適用する。

別表（第3条関係）

区 分	補助対象経費	補助率
DXスタートアップ支援事業	産業DXサポートセンターを通して相談のあった県内企業等がDXの推進に向けて、試験的にICT技術の導入等を行う経費を補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内 （各間接補助事業にあつては補助対象経費の3分の2の額と50万円を比較して少ない方の額を上限とする。）
ICT技術等導入促進事業	DXスタートアップ支援事業の運営及び事例集作成等による県内企業への周知に要する事務費	10分の10以内 （補助額の上限を50万円とする。）